

第11回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和5年5月25日(木) 午前9時30分

2. 総会の場所 三川町役場 議場

3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

1番 黒田 暢 委員 2番 大川里美 委員 3番 志田敏朗 委員
4番 恩田明雄 委員 7番 石栗 聡 委員 8番 齋藤 学 委員
9番 齋藤 茂 委員

4. 総会に欠席した農業委員は、次のとおりである。

5番 五十嵐晃樹 委員 6番 齋藤俊介 委員 10番 庄司正廣 委員

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
第2 報告事項2 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
第3 報告事項3 許可を要しない農地の転用について
第4 第25号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第5 第26号議案 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第6 第27号議案 農用地利用集積計画の決定について
第7 第28号議案 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他
事務の実施状況の公表について

6. 議長 三川町農業委員会 会長職務代理者 齋藤 茂

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会 事務局長 須藤 輝一
事務局長補佐 渋谷 淳
総務係長 渡部 涼子
会計年度任用職員 高橋 加奈

- 議 長 　　ただ今より、第11回三川町農業委員会総会を開会いたします。
(9:30)
- 総会の日程は、事前送付のあった総会資料に記載のとおりです。
次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。
時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 異議なしと認めます。
したがって、2番 大川 里美 委員、4番 恩田 明雄 委員の2名を指名いたします。
- これより、報告並びに議案の審議に入ります。
それでは、日程第1 報告事項1「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」から、日程第3 報告事項3「許可を要しない農地の転用について」までの報告を求めます。
事務局、一括して説明願います。
- 渡部総務係長 (説明) ≪ 報告事項1 ≫
(説明) ≪ 報告事項2 ≫
(説明) ≪ 報告事項3 ≫
- 議 長 　　以上で日程第1から日程第3までの報告を終わります。
次に、日程第4 第25号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、審議します。
事務局からの説明を求めます。
- 渡部総務係長 (説明) ≪ 第25号議案 ≫
議 長 　　これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手) (賛成6名、反対0名)
- 挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。
- 次に、日程第5 第26号議案「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局からの説明を求めます。
- 渡部総務係長 (説明) ≪ 第26号議案 ≫
議 長 　　本案件については転用でありますので、過日実査しております。実査委員長より報告を求めます。
8番 齋藤 学 委員、登壇願います。
- 8 番 　　農地法第5条の規定による許可申請につきまして、****町内会の案件についてご報告いたします。去る令和5年5月22日、齋藤茂委員、大川里美委員と私、事務局より渡部総務係長の四名が立ち合いのもと実査を行いました。本件は以前も一時転用された土地であり、現在も実質的な農地として利

用していない土地であります。この土地の西側、北側に新たな住宅地を造成する工事の現場事務所及び駐車場として利用するための一時転用で、農地復元計画にありますように、令和5年12月15日までに撤去予定です。この土地内の南側には所有者の格納庫がありますが、距離も十分離れており東側は町道に面しております。近隣農地と十分に距離が離れており農作物への影響はないものと判断しました。農業委員会事務局の説明のとおり許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。

これから採決します。お諮りします。本案については「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成6名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、「許可相当」といたします。

次に、日程第6 第27号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。初めに所有権の移転にかかる番号1について審議します。

渡部総務係長
議 長

(説明) ≪ 第27号議案 番号1 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号1について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成6名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号1については、原案のとおり可決されました。

次に利用権の設定にかかる議案について審議します。番号2から4について事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長
議 長

(説明) ≪ 第27号議案 番号2から4 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号2から4について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成6名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号2から4については、原案のとおり可決されました。

次に農地中間管理事業にかかる議案について審議します。

番号5の前に、先に番号6について審議します。

番号6については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、7番 石栗 聡 委員の退席を求めます。

(7番 石栗 聡 委員 退席)

(9 : 44)

渋谷事務局長補佐
議 長

事務局からの説明を求めます。

(説明) ≪ 第27号議案 番号6 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号6については原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成5名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号6については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(9 : 46)

(7番 石栗 聡 委員 着席)

(9 : 46)

再開します。

(9 : 47)

次に番号5及び7から14について審議します。

事務局からの説明を求めます。

渋谷事務局長補佐
議 長

(説明) ≪ 第27号議案 番号5及び7から14 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号5及び7から14について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成6名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号5及び7から14については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 第28号議案「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とし、審議します。事務局の説明を求めます。

渋谷事務局長補佐
議 長

(説明) ≪ 第28号議案 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。

これから採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成6名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、第11回三川町農業委員会総会を閉会します。

(9 : 53)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議 長

議事録署名委員 2 番

議事録署名委員 4 番